

## 北極圏国における入国制限措置の現況

国立極地研究所  
国際北極環境研究センター作成  
更新日：2021年6月23日 赤字：更新箇所

国・地域および施設	日本外務省による 感染症危険レベル※1	日本からの渡航者や日本人 の入国または入域※2	入国制限および入国情者に対する検疫	発出日 または 更新日	詳細
国					
ノルウェー	レベル3 (渡航中止勧告)	× 入国情の条件に該当 しない場合、入国禁 止。	2020年3月16日からノルウェー政府発行の滞在許可を持たない外国人の入国を原則として拒否するとしていたが、同措置は別途通知されるまで延長される。1月29日より入国情措置が厳格化され、現在日本に居住している日本国籍保有者は、一部例外を除き原則として入国情ができない。渡航する全ての人は、入国情時に氏名、連絡先、自主隔離場所等を登録する必要がある。入国情72時間前よりオンラインで関連情報を登録する必要がある。入国情時に、入国情前24時間以内（空路の場合、最初のフライトの出発予定時刻前24時間以内）に受検したCOVID-19検査の陰性結果証明の提示が求められる。また、入国情する全ての人は、入国情時に国境検問所においてCOVID-19検査（PCR検査/簡易抗原検査）を受検することが義務付けられる。検査は無料で行われる。簡易抗原検査を受けた者は、検問所の状況に鑑みて実際に可能な限り、検査結果が得られるまで、検問所で待機しなければならない。国境での簡易検査で陽性となったEEA及びシェンゲン圏以外の国からの渡航者に対し、国境でのPCR検査の受検が義務付けられる。入国情する者は、入国情後、基本として当局の指定するホテルにおいて10日間の自主隔離を行うことが求められる。入国情後国内移動してはならず、入国情地点の自主隔離用ホテルにて自主隔離を行うことが義務となる。EEA・シェンゲン域外（日本を含む）からの全ての旅行者に対し、真に社会福祉上の考慮が必要な場合を除き、自主隔離用ホテルにおいて自主隔離を行うことが義務付けられる。自主隔離用ホテルに滞在する者も入国情後7日目に検査を受けることが義務付けられる。自主隔離用ホテルに滞在する者は、ホテル到着時に登録を行わなければならない。自主隔離用ホテルに滞在する私人は、一日500クローネを支払わねばならない。自主隔離用ホテル、それ以外の場所で自主隔離を行う者は、入国情登録フォームの該当箇所に必要事項を記入等する必要がある。到着後に2度COVID-19検査（PCR検査）で陰性となれば、自主隔離期間を（10日間から）最短7日間に短縮することができる。 <b>ノルウェー政府はEUの第三国リストの国（日本を含む）の入国情規制について、7月5日までに内容を決定する。</b> ワクチン接種完了済の者又は過去6か月間にCOVID-19に罹患した者は入国情の自己隔離が免除される。ただし、前提条件は国境にて検証可能なQRコード付きのノルウェーのコロナ証明書が提示できることである。（在ノルウェー日本国大使館領事部メール）	6月22日	<a href="https://www.no.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_0046.html">https://www.no.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_0046.html</a>
アイスランド	レベル3 (渡航中止勧告)	△ 入国情可能。入国情時に陰性証明書が必要。	6月4日、アイスランド警察は、公式ホームページ上で渡航制限解除国のリストを更新し、日本は解除国リストに追加された。全渡航者に対して、渡航前の指定サイト（ <a href="https://visit.covid.is/">https://visit.covid.is/</a> ）での事前登録に加え、出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査陰性証明書の提出、空港でのPCR検査及び入国情後5日後の各地診療所での2回目のPCR検査の受検を要請する。2回目の検査までは自己隔離を行う必要があり、2回目の検査で陰性になった場合に隔離を終えることができる。ただし、ワクチン接種済みの証明書を所持する者については、措置の適用外となる。（外務省海外安全ホームページ）	6月4日	<a href="https://www.is.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_01.html">https://www.is.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_01.html</a>
スウェーデン	レベル3 (渡航中止勧告)	△ 入国情可能。入国情時に陰性証明書が必要。	一部の国々を除き、外国に居住する者のスウェーデンへの一時的入国情禁止措置が8月31日まで実施されているが、6月14日から、日本は一時的に入国情禁止措置の対象国ではなくなる。日本居住者の入国情禁止措置は解除されるが、入国情に際して48時間以内の新型コロナウイルス陰性証明書の提示が必要となることに変更はない。また、6月10日より、スウェーデン外務省は日本への不要不急な渡航の中止勧告を解除。それに伴い、日本からの渡航者については、スウェーデン到着後の自宅待機及び検査の勧告から除外。	6月11日	<a href="https://www.anzen.mofa.go.jp/d_ryoiMailDetail.html?keyCd=13767">https://www.anzen.mofa.go.jp/d_ryoiMailDetail.html?keyCd=13767</a>

フィンランド	レベル3 (渡航中止勧告)	日本を含む複数の対象国からの入国を原則禁止。	入国規制措置を <b>6月27日</b> まで延長。1月11日より日本からの入国に対して14日間の自主検疫を勧告。原則、渡航者の国籍別ではなく、居住する国別で入国制限が異なる。制限の基準は、各国の過去2週間で10万人当たりの新規感染者数25としており、基準以下の国からの入国は制限されず、入国後14日間、検疫相当の自主待機も求められない。入国規制が解除された国が発給する旅券所持者は、当該国に居住するとみなされるが、入国審査において居住地確認の質問をされる場合がある。 入国規制の対象となっている国から入国した場合、14日間の自主検疫が勧告される。ヘルシンキ国際空港では、入国者に対し広範に新型コロナウイルス感染検査を実施。当局は、すべての航空会社に対し、国外から到着するすべての乗客に新型コロナウイルス検査の陰性証明書の提示を搭乗前に求めるよう強く勧告している。	<b>6月16日</b>	<a href="https://www.fi.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_0011.html">https://www.fi.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_0011.html</a>
デンマーク	レベル3 (渡航中止勧告)	○ 入国情の検査が求められる。	4月21日以降、段階的にデンマークへの入国制限を緩和。渡航元の国、地域によって、適用される入国制限、入国後の隔離義務の有無等が異なる。デンマーク外務省渡航勧告モデルが再導入され、世界が（感染リスクに応じて）黄色、オレンジ、赤の国に分類され、黄色の国からの渡航者は隔離を免除する。 日本からデンマークへの渡航者は引き続き承認に値する入国目的は不要となり、入国後の隔離措置が免除される。デンマーク人およびデンマーク在住者は入国情の検査は不要であるが、一般旅行者やビジネス出張者はデンマーク入国情時に検査を受ける必要があり、その結果の陰性証明の提示が求められる。日本はデンマークからの旅行者の入国情を行っているため、渡航勧告では引き続きオレンジ色で表示される。（在デンマーク日本国大使館領事部メール）	<b>6月22日</b>	<a href="https://www.dk.emb-japan.go.jp/files/100203059.pdf">https://www.dk.emb-japan.go.jp/files/100203059.pdf</a>
ロシア	レベル3 (渡航中止勧告)	△ 入国情可能。往来制限が緩和された国との定期便で入国情する渡航者に適用。陰性証明書が必要。	4月16日から日本を含む次の29カ国との間の往来について制限を緩和し、それらの国の国籍者が、往来制限が緩和された国のはずれかからの定期便で入国情する場合には入国情を認めることとする。これにより、日本国籍者のロシア入国情にあたっては、従来の直行便だけでなく、これらの国の経由便も利用できる。また、ロシアからこれらの国を直接往復することも可能となる。ただし、往来制限が緩和された国の中、英國、トルコ、タンザニアとの間では、現在、現地の感染状況の悪化により、定期便の一時停止など、往来が制限されている。それぞれの国の感染状況によっては緩和策の中止や検疫の強化などが急に導入されることがある。ロシアへの再入国情ビザの取得可否の確認も含め、渡航にあたっては十分に注意すること。ロシア入国情後の検疫手続きや自己隔離措置は引き続き維持される。また、入国情する外国人に対しては無作為抽出による検査が導入されるので、空港係官の指示があれば従うこと。 継続される検疫措置：・ロシア入国情前3日以内に受検した英文又は露文陰性証明書の提示 ・労働許可を受けた外国人労働者（HQSを含む）とその家族の入国情後14日間の自己隔離実施（注：ビジネス出張者、旅行者などは自己隔離の実施義務なし） 新たな検疫措置：外国から到着した外国人に対する無作為抽出による検査	<b>5月25日</b>	<a href="https://www.ru.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20210423.html">https://www.ru.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20210423.html</a>
カナダ	レベル3 (渡航中止勧告)	× 入国情の条件に該当しない場合、入国情禁止。	カナダ国籍者以外（カナダ国籍者の家族及び近親者、カナダ永住者及びその近親者、航空クルー、外交官、米国籍者を除く）の入国情を禁止。カナダ・米国間で不要不急の渡航を制限。 2月22日より全ての入国情者に対し、到着空港におけるCOVID-19テストを実施し、検査結果が出るまでの3日間（3泊）政府指定のホテルでの隔離を行い、更に14日間の隔離期間終了前に再度COVID-19テストを実施する。 <b>7月5日以降、入国情を受けた者で、COVID-19ワクチン接種を完了した渡航者は、カナダ到着後の隔離、または8日目のCOVID-19検査を受けるという検疫措置が免除される。</b> ※例外的に入国情ができる者の条件については、右記、在カナダ日本国大使館のHPをご確認下さい。	<b>6月22日</b>	<a href="https://www.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Covid19_2020330.html">https://www.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Covid19_2020330.html</a>
米国	レベル3 (渡航中止勧告)	△ 入国情可能。入国情者は渡航先の州・地方政府の措置に従う。	<b>6月21日</b> 現在、米国疾病予防管理センター（CDC）は日本の感染警戒基準をレベル3「感染リスクの高い地域」に指定。アメリカと日本を往来する渡航者に対し、引き続き警戒を呼び掛けている。ESTAによる米国への渡航を認めていたが、日本を含む国外からの渡航者は州や地域で施行されている規制の遵守が求められる。到着後の自己隔離やマスク着用を義務付けている州や地域があるため、渡米前に確認のこと。 新型コロナウイルスの変異種に対する防疫措置として、国外から空路でアメリカへ入国情する全ての方はPCR検査による陰性証明書または感染から回復したことを示す診断書の提示が義務付けられる。この措置は1月26日より施行され、満2歳以上の渡航者が対象。	<b>6月22日</b>	<a href="https://esta-center.com/news/detail/990100.html">https://esta-center.com/news/detail/990100.html</a>

地域					
ノルウェー領 スバルバル諸島	海外からスバルバル諸島へ渡航する場合、ノルウェー本国で10日間の隔離（7日目のPCR検査で陰性であれば隔離は終了）と検査が必要。	スバルバルの永住者であればノルウェー本国を経由することができる。永住者とは、スバルバルの人口台帳に登録されている者を示す。 <a href="#">（ノルウェー移民局 UDI）</a> ノルウェー国境でスバルバルで働き定住するという文書を提示でき、渡航するための必要な許可を得られる場合、検疫後にスバルバルへ渡航することができる。（3/12 渡航可否の問合せに対するUDIからの回答）1月29日よりスバルバルへの入域規制を厳格化。渡航者はノルウェー本国で出発前24時間以内に行われたコロナ検査（迅速抗原検査）の陰性証明書が必要（12歳未満を除く）。証明書はトロムソの国境検問所で提出する必要がある。必要とされない渡航は推奨されない。	2月3日 3月12日	<a href="https://www.sysselmannen.no/en/news/2021/01/requires-a-negative-corona-test-before-travel-to-svalbard/">https://www.sysselmannen.no/en/news/2021/01/requires-a-negative-corona-test-before-travel-to-svalbard/</a>	
グリーンランド	検査及び検疫規則に従うことが求められる。	指定国のワクチン完全接種者は、EMA（欧州医薬品庁）に承認されたワクチンの完全接種と旅行14日前に最終接種したことを文書化できれば、グリーンランドを含むデンマークへ渡航することができる。指定国およびワクチン接種者（完全接種）と未接種者（部分接種を含む）の入域後の隔離要件については、右記HPを確認のこと。 グリーンランド入域後は、ワクチン接種済みから14日過ぎていれば到着翌日のPCR検査の陰性結果を受けるまで1-2日の隔離、ワクチン未接種であれば入国5日目のPCR検査の陰性結果を受けるまで隔離となる。（2021/6/7 研究協力者からの情報）	6月10日	<a href="https://visitgreenland.com/articles/corona-virus-status/">https://visitgreenland.com/articles/corona-virus-status/</a>	
米国アラスカ州	入域に関する特別枠や必要要件はない。	ワクチン未接種者の旅行前の受検は感染拡大防止につながるとしている。また、旅行者は到着時に無料で受検できる。ワクチン接種者（完全接種）は、受検や自己検疫が求められない。6月1日から、アラスカへの旅行者は無料のワクチンを接種できる。	—	<a href="https://covid19.alaska.gov/travelers/">https://covid19.alaska.gov/travelers/</a>	
共同利用施設					
ニーオルスン基地	Kings Bay社は渡航者へ追加の制限を課さないが、 <b>到着後5日間はジムやサウナの利用はできず、食事は別テーブルに配置される。</b> <b>到着後3日間は</b> 食事の提供時間が指定時刻の10分後となる。濃厚接触者/グループ（cohort）を除き、1mの距離を取ることが求められる（売店も含め）。また、清掃費として追加料金を支払う必要がある。コロナウイルスの拡大リスクを抑えるため、Kings Bay社が受け入れできる研究者の数は制限されている。ロングイヤービンニーオルスン間の航空機、ニーオルスン空港の送迎バス内ではマスクの着用が義務付けられる。（Kings Bay社） <b>到着7日目のPCR検査が陰性ならば検疫を終了できるが、PCR分析に2日間かかる場合がある。検疫期間が短くなる可能性があるが不確実であるため、ノルウェー本土で10日間の検疫を予定するよう強く推奨する。</b> 原則としてノルウェー国民と永住権を持つ外国人のみノルウェーへの入国を許可されるが、スバルバル知事とノルウェー移民局(UDI)による調整の結果、以下2つのグループはノルウェーへの入国が許可される。 a) 通年または特定の季節（夏）の研究活動のため、ニーオルスンに交代で駐在する（2~3ヶ月）研究者・技術者 b) 短期間の研究、モニタリング、プロジェクトのためニーオルスンへ渡航する必要のある研究者 ニーオルスンへ渡航するには雇用主のレターを持参する必要がある。NPIはノルウェーのホストとして、サポートレターを発行できる。レターは入国許可を保証するものではないため注意すること。入国最終決定はノルウェー国境警察がおこなう。（Ny-Ålesund Research Station HP）	6月21日	<a href="https://nyalesundresearch.no/covid-info/">https://nyalesundresearch.no/covid-info/</a>		
スバルバル大学（UNIS）オフィス	学内の感染予防対策については、右記詳細に示すURLを確認のこと。	3月1日	<a href="https://www.unis.no/resources/hse/covid-19-measures-at-unis/">https://www.unis.no/resources/hse/covid-19-measures-at-unis/</a>		
共同研究提携施設					
アラスカ大学フェアバンクス校 国際北極圏研究センター（IARC）	大学のキャンパスや敷地への訪問者は、大学の運営ガイドラインと安全対策を遵守する必要がある。 コロナウイルスに関する情報は <a href="#">フェアバンクス校特設ページ</a> を参照のこと。	5月25日	<a href="https://drive.google.com/file/d/1LyL8i6EfW1zDfFSs_3wutJLu7XgDyM9/view">https://drive.google.com/file/d/1LyL8i6EfW1zDfFSs_3wutJLu7XgDyM9/view</a>		
チェコ・スバボーダ基地（ロングイヤービン）	6月1日～8日に観測船Clioneによる海洋観測を実施。（Facebookに記載）	6月23日	<a href="https://www.prf.icu.cz/en/cars/news/season-2020-will-be-limited-due-to-the-covid-19.html">https://www.prf.icu.cz/en/cars/news/season-2020-will-be-limited-due-to-the-covid-19.html</a>		
グリーンランド天然資源研究所（GINR）施設	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	—	<a href="https://natur.gl/?lang=en">https://natur.gl/?lang=en</a>		
カナダ極北研究ステーション（CHARS）基地	2021年の研究サポートの申請や共用スペースの利用申請を受け付ける。申請フォームを期限（2021年6月～2021年10月の利用申請：6月18日、2021年11月～2022年2月の利用申請：8月27日）までに提出する必要があります。	6月3日	<a href="https://www.canada.ca/en/polar-knowledge/charsusingcampus.html">https://www.canada.ca/en/polar-knowledge/charsusingcampus.html</a>		
ロシア スパスカヤパッド観測拠点	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	—	—		
ロシア ケープ・バラノバ基地	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	—	—		
カナダ ラバル大学 北方研究センター（CEN）	研究ステーションは特定の条件下で利用できる。研究ステーションの予約、承認については、右記サイトの連絡先までメールすること。（6/16HPトップページに記載）	—	<a href="http://www.cen.ulaval.ca/en/index.php">http://www.cen.ulaval.ca/en/index.php</a>		

※1 「感染症危険情報」のカテゴリー及び発出の目安

[https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen\\_risk.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html)

カテゴリー	発出の目安
レベル1：十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。
レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

※2 日本からの渡航者や日本人の入国または入域

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

記号	説明
○	日本からの渡航者や日本人に対して入国情報が解除され、入国情報の行動制限措置が撤廃されている。
△	日本からの渡航者や日本人に対して入国情報の行動制限措置が解除されているが、入国情報の行動制限措置をとっている。
×	日本からの渡航者や日本人に対して入国情報の行動制限措置および入国情報の行動制限措置をとっている。

※3 新型コロナウイルス変異株流行国・地域への指定について（帰国後の検疫場所が異なりますのでご注意下さい）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000766187.pdf>

日本-ニーオルスンにおける主な航空路線の状況

航空会社	便名	2月10日	確認日	詳細
スカンジナビア航空	SK0984/SK0983	羽田 ⇄ カストラップ（コペンハーゲン）便は欠航。路線復旧は未定（2021/3/19カスタマービスより）。	6月23日	<a href="https://www.flysas.com/en/travel-information/message/cancellation-rights/">https://www.flysas.com/en/travel-information/message/cancellation-rights/</a>
	SK4414/SK4425	オスロ ⇄ ロングイヤービン便は通常運航。	6月23日	<a href="https://www.flysas.com/en">https://www.flysas.com/en</a>
日本航空	JL47/J48	羽田 ⇄ ヘルシンキ便は通常運航。	6月23日	-
	JL6811/JL6810	ヘルシンキ ⇄ オスロ便は通常運航。	6月23日	-
	JL6800	ヘルシンキ → 成田便はフライト予定あり。	6月23日	-

日本-ニーオルスンにおける荷物の輸送状況

配送会社	配送方法	状況	確認日	詳細
日本郵便	EMS	日本からニーオルスンへの発送が可能。配送期間は2週間程度。3月発送実績あり。 6月1日より当分の間、第2地帯（ヨーロッパ含む）宛のEMSに対し、輸送コストの割増分に相当する特別追加料金を導入。	6月23日	<a href="https://www.post.jp/post_in/international/country.php?idx=14">https://www.post.jp/post_in/international/country.php?idx=14</a>
Posten	国際郵便	ニーオルスンから日本への発送が可能。配送期間は3週間程度。	5月28日	<a href="https://www.posten.no/international-service/country-list.aspx?countryid=14">https://www.posten.no/international-service/country-list.aspx?countryid=14</a>
Bring	国際郵便/国際宅配便	ニーオルスンから日本への発送が可能。配送期間は3週間程度。	-	<a href="https://www.bring.com/">https://www.bring.com/</a>
DHL	国際宅配便	日本～ニーオルスン間の輸送が可能。ただし、国連番号がついている危険品（例:UN1002圧縮空気）は輸送不可。 ニーオルスンから発送する場合はKings Bay社へ確認のこと。	2020年 11月19日	-
FedEx	国際宅配便	日本～ニーオルスン間の輸送が可能。国連番号がついている危険品については、往路、復路で発送要件が異なるため現地法人へ確認のこと。	3月25日	-
SAS Cargo	国際航空貨物	スカンジナビア航空による日本～コペンハーゲン間の貨物便が復旧するまで輸送を中止。	3月29日	-